

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及び根拠	一 發行號名稱及び記	行二令 平条例件等を次年とおり告示	○財務省告示第十三号
を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。め別つ入札に参て札発も加、と行の者財同一にご務時といよと大にいるに臣行。発応がわ。行募各れ及へ限國るび価一の以度債入価格とる。下額市札格競い入	格替適下へ債条三四項律計号資四政、第十項、第に「金号法」へ振替法」といふ。日本銀行の競争て行とし、「札わする。その規定	下へ債条三四項律計号資四政、第十項、第に「金号法」へ振替法」といふ。日本銀行の競争て行とし、「札わする。その規定	国庫短期財務証券大臣麻生太郎(第四百十四回)	國庫短期財務証券大臣麻生太郎(第四百十四回)に於ける「昭和二十一年六月三十日より告示する。政府短期証券の規則へ平成十一年大蔵省の規則へ平成十一年大蔵省	行二令 平条例件等を次年とおり告示

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	發	
低 行 争 非 者 特 国 入 價	込 行 争 非 者 特 国 入 價	行 争 非 者 特 国	入 價 法 入
額 入 價 ・ 別 債 札 格	入 價 ・ 別 債 札 格 行	入 價 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
千 四 四 十 五	額 億 額	込 募 各 当 も 各	価 一
万 百 千 三 兆	面 七 面	み 限 国 て の 申	格 国
円 円 九 万 二	金 千 金	の 度 債 る か 込	競 債
	額 万 額	応 額 市 。 ら み	競 争 市
	で 円 で	募 の 場 そ の	入 場
	四 五	額 範 特 の う	札 特
	千 兆	を 囲 別 応 ち	發 別
	九 二	割 内 参 募 応	行 參
	百 千	り に 加 額 募	「 加
	四 三	当 お 者 を 價	と 者
	四 六	て い ご 順 格	い 。
	百 五	る て と 次 の	う 第
	千 三	。 各 の 割 高	。 I
	五 十	申 応 り い	非
千 二	三		

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	十 八	九 振 替 単 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發		
込 期	札 參	所 支	金 金	還 期	入 価	・ 別	債 札	格 行		
日 加			払 額		札 格	第 參	市 發	競 價		
			限	發 競	I	加 場	行 爭	格 日		
平 成 二 十 五 年 十 二 月 二 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ 。 き を 百 円 た 者	日 本 銀 行 額 を 百 支 き 円 に う 、 期 つ 。 き き 受け た 者	額 面 金 額 と 、 と 、 年 三 月 十 行 日 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 と 、 年 三 月 十 行 日 休 業 業 日 に	償 還 期 限 發 競	當 た し と 償 償 六 年 三 月 十 行 日 休 業 業 日 に	十 八 九 九 九 毛 上 の そ そ 九 九 十 ぞ 九 九 九	額 面 金 額 と 、 と 、 年 三 月 十 行 日 休 業 業 日 に	額 面 金 額 と 、 と 、 年 三 月 十 行 日 休 業 業 日 に	十 八 九 九 九 十 五 五 年 十 二 月 二 日 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿

十額募十額 平す額の振
八面価八面 成るの記替
錢金格錢金 二。整載法
九額八額 十数又の
厘百厘百 五倍は規
九円以円 年の記定
毛之上に 十金録に
つのつ 二額はよ
きそき 月に る
九れ九 二よ最振
十ぞ十 日る低替
九れ九 も額口
円の円 の面座
九応九 と金簿